

治癒証明書

社会福祉法人三原のぞみの会
紅梅認定こども園

こども園は乳幼児が集団で長時間生活を共にする場です。感染症の集団発症や流行をできるだけ防ぐことで、一人一人の子供が一日快適に生活できるよう下記の感染症について治癒証明書の提出をお願いします。

感染力のある期間に配慮し、子どもの健康回復状態が集団でのこども園生活が可能状態になってからの登園であるようご配慮ください。

感染症名	登園のめやす
麻疹（はしか）	解熱後 3 日を経過してから
インフルエンザ	発症した後 5 日を経過し、かつ解熱した後 2 日を経過するまで (幼児（乳幼児）にあたっては、3 日を経過するまで)
風しん	発疹が消失してから
水痘（みずぼうそう）	すべての発疹が痂皮化してから
流行性耳下腺炎 (おたふくかぜ)	耳下腺、顎下腺、舌下腺の腫脹が発現してから 5 日を経過するまで、 かつ全身状態が良好になるまで
結核	医師により感染の恐れがないと認めるまで
咽頭結膜熱（アデノウィルス感染症）	主な症状が消え 2 日経過してから
流行性角結膜炎	感染力が非常に強いため結膜炎の症状が消失してから
百日咳	特有の咳が消失するまで又は 5 日間の適正な抗菌性物質製剤による治療を終了するまで
腸管出血性大腸菌感染症 (O157、O26、O111 等)	症状が治まり、かつ、抗菌薬による治療が終了し、48 時間あけて連続 2 回の検便によって、いずれも菌陰性が確認されたもの
急性出血性結膜炎	医師により感染の恐れがないと認めるまで
髄膜炎菌性髄膜炎	医師により感染の恐れがないと認めるまで

厚生労働省「2012年改訂版 保育所における感染症対策ガイドライン」より

-----きりとり線-----

治癒証明書

紅梅認定こども園園長様

入所児童氏名 _____

病名 「 _____ 」

集団生活に支障がない状態になったので、 月 日より登園可能と判断します。

年 月 日

医療機関

医師名

印